

原議保存期間	10年(令和17年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	10年(令和17年12月31日まで保存)

地 甲 達 第 3 0 号  
令 和 7 年 3 月 2 1 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

巡回連絡実施要綱の改正について（通達）

対号 平成31年3月1日付け地甲達第19号「巡回連絡実施要綱の全部改正について（通達）」

地域警察官の巡回連絡については、対号に基づき実施してきたところであるが、近年の社会情勢の変化を踏まえ、より実質的かつ効率的に実施するため、別添のとおり「巡回連絡実施要綱」を改正し、令和7年4月1日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本運用に伴い、対号は廃止する。

別添

## 巡回連絡実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、警察官が原則として、受持区の全ての家庭、官公署、事業所等（以下「家庭等」という。）を各戸に訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民等が安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡、住民等の困りごと、意見、要望等の聴取等に当たるために必要な事項を定め、もって住民等との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

### 第2 準拠

巡回連絡の実施については、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号）第20条及び石川県地域警察運営に関する訓令（令和2年石川県警察本部訓令第3号）第50条に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### 第3 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 受持警察官 交番等に勤務する地域警察官をいう。
- 2 巡回連絡専従員 巡回連絡に専従する地域警察官をいう。
- 3 巡回連絡カード 受持警察官が巡回連絡を実施し、面接した家庭等ごとに作成するカードをいう。
- 4 連絡簿 巡回連絡カードをつづり込んだ簿冊であって交番等に備え付けて保管する簿冊をいう。
- 5 受持カード 巡回連絡の際、不在家庭等に対して受持警察官の氏名等を記載して配布するカードをいう。
- 6 未把握世帯 受持区内の家庭等で巡回連絡カードが作成されていないものをいう。

### 第4 業務推進体制

#### 1 警察本部の推進体制

適正な巡回連絡の推進を図るため、生活安全部長を巡回連絡総括責任者に、警察本部地域課長を副総括責任者に充て、巡回連絡に係る警察本部の推進体制を確立するものとする。

#### 2 警察署の推進体制

警察署長は、巡回連絡に関する効果的な推進及び適正な業務管理を図るため、次の者を巡回連絡管理責任者及び巡回連絡推進責任者（以下「巡回連絡管理責任者等」という。）にそれぞれ指定し、巡回連絡の推進状況を把握管理するとともに、巡回連絡カードの適正な管理に努めるものとする。

##### (1) 巡回連絡管理責任者

地域官又は地域交通官の配置がある警察署にあつては地域官又は地域交通官及び地域課長、その他の警察署にあつては地域課長を巡回連絡管理責任者とする。

(2) 巡回連絡推進責任者

地域課企画指導係長（企画指導係長の配置のない警察署にあっては地域係長）、交番所長（巡回連絡管理責任者が交番所長を兼務している場合にあっては各当務の警部補）、駐在所長及び所管区長を巡回連絡推進責任者とする。

第5 実施対象及び実施基準

巡回連絡の実施対象及び実施基準については、別に定めるものとする。

第6 巡回連絡管理責任者等の任務

1 部下に対する指導教養の徹底

(1) 管理に関する指導教養

連絡簿の適正管理及び個人情報保護に関する事項のほか、連絡簿を所外へ持ち出す場合の冊数、携行方法、亡失防止の措置、適正な巡回連絡カードの作成等について、機会を捉えて、具体的かつ詳細に指導教養を実施するものとする。

(2) 運用に関する指導教養

巡回連絡に関する教養、模擬訓練、検討会等を実施するなどして、各地域の実態、個々の受持警察官の能力、個性等に応じた具体的な指導教養を行うものとする。

2 巡回連絡活動の推進

(1) 受持区の調整

受持区の負担の均衡を図るため、適宜受持区の調整の検討を行うものとする。

(2) 勤務変更の抑制

ア 緊急やむを得ない場合以外は巡回連絡時間帯の勤務変更を承認しないものとする。ただし、やむを得ず勤務変更を承認した場合は、警ら等から代替時間を確保させるなど、巡回連絡を優先して実施させるものとする。

イ 受持警察官の巡回連絡中にその所管区内に事案が発生した場合は、稼働中の隣接交番員等に対して優先的に当該事案の処理をさせるなどして、巡回連絡時間の確保を図るものとする。

(3) 地域警察以外の部門との協力及び連携

地域警察官以外の警察職員に対しても、巡回連絡に関する指導教養を行うとともに、必要に応じ、地域警察部門以外の部門と協力及び連携し、組織的かつ効率的に巡回連絡を実施するものとする。

(4) 交番・駐在所連絡協議会等の活用

効率的な巡回連絡の実施に資するため、交番・駐在所連絡協議会等を活用するなどして、巡回連絡の趣旨、目的等について住民等の理解を広げるなどの環境整備を行うものとする。

3 推進状況の把握及び巡回連絡カードの点検

巡回連絡管理責任者は、地域警察活動総合管理システム（以下「システム」という。）により個々の受持警察官の巡回連絡推進状況を不断に検証するとともに、

巡回連絡推進責任者と連携し、システムの有効活用や巡視等の機会を利用して各交番及び駐在所における適正な巡回連絡カードの作成、補正、保管等の点検を行い、不備がある場合は、早期に改善するよう指示を行うものとする。

## 第7 受持警察官の任務

### 1 住民等との良好な関係の保持

受持警察官は、巡回連絡を実施する際、住民等からの要望等を聴取するとともに、訪問先の住民等に応じて次に掲げる事項について、情報提供を行うなど、住民等との良好な関係の保持に努めるものとする。

- (1) 最近の犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）の傾向並びにその被害の防止方法
- (2) 住民等に身近な犯罪等の発生状況及びその被害の防止方法
- (3) 犯罪等の発生時における応急措置及び緊急の連絡方法
- (4) 住民等に教示する必要があると認められる警察に対する諸願届の手續の方法
- (5) その他住民等の安全で平穏な生活を確保する上で必要な事項

### 2 巡回連絡の実施

#### (1) 受持区実態の把握

受持警察官は、毎年4月に担当する受持区の簿冊数、世帯数、世帯構成等の実態を把握し、実質的かつ効率的な巡回連絡の推進を図るものとする。

#### (2) 巡回連絡カードの作成

巡回連絡カードは、訪問先の住民等に配布して作成を依頼し、又は訪問先の住民等から必要事項を聴取して、受持警察官等が作成するものとする。

なお、作成された巡回連絡カードに異動事項がある場合は、速やかに補正するものとする。

#### (3) 巡回連絡カードの削除

巡回連絡を実施した結果、住民等の転出等が確認された家庭等の巡回連絡カードについては、確実に連絡簿から削除するものとする。

#### (4) 弾力的な実施

受持警察官は、巡回連絡以外の所外活動においても必要により未記載の巡回連絡カードを携行し、未把握世帯の在宅を確認した場合は、その都度、巡回連絡を実施するものとする。

#### (5) 実施結果の登録

受持警察官は、システムにより巡回連絡の実施結果を登録するものとする。

#### (6) 不在世帯対策

巡回連絡は、訪問先の家庭等の迷惑とならない日中の時間帯に行うものとし、訪問先の住民の都合等により夜間に巡回連絡を行う場合は、巡回連絡管理責任者の承認を受けた上で実施するものとする。

#### (7) 要望に対する的確な措置

受持警察官は、住民等からの要望等のうち警察措置の必要な事項については、

巡回連絡管理責任者等に報告し組織的な解決を図るとともに、措置結果は、可能な限り当該住民等に知らせるようとするものとする。

#### (8) 連絡簿の管理

受持警察官は、自己の受持区に係る連絡簿を適正に管理するものとし、施錠設備のあるキャビネット等に収納して保管するなど、常に管理状況を確認し、連絡簿や巡回連絡カードの紛失、情報の漏洩防止を図るものとする。

#### (9) 新たに受持区の担当を命ぜられた場合の措置

新たに受持区の担当を命ぜられた地域警察官は、これまでの受持警察官等による巡回連絡の実施状況を把握した上で、計画的に巡回連絡を実施するものとする。

### 第8 巡回連絡専従員制度

巡回連絡管理責任者は、大規模団地又は高層住宅街を管轄するため巡回連絡が著しく困難な場合や巡回連絡を集中して推進する必要がある場合等に、地域警察官の中から巡回連絡専従員を指定して巡回連絡を実施させることができるものとする。

### 第9 巡回連絡推進のための措置

#### 1 巡回連絡強化日の指定

巡回連絡管理責任者は、巡回連絡の実施状況を把握し、低調な受持警察官に対しては、在宅率の高い週末、祝日等を巡回連絡強化日に指定するなどして、巡回連絡の推進を図るものとする。

#### 2 大規模団地等対策

巡回連絡管理責任者は、大規模団地や大型マンション等が多数所在し、巡回連絡の推進が著しく困難な区域については、巡回連絡専従員の集中的な投入、受持警察官の複数指定による巡回連絡を実施させるほか、巡回連絡推進責任者にマンション等の管理者との連携を密にさせ、入居説明会等に参加させるなどして、巡回連絡に対する理解と協力を求めるよう努めるものとする。

#### 3 あらゆる警察活動を利用した巡回連絡の推進

(1) 受持警察官は、所管区内住民等からの諸願届受理時や各種現場対応等の機会を通じて、巡回連絡の趣旨を説明した上で、必要事項を聴取し巡回連絡カードを作成するなどして巡回連絡を推進するものとする。

(2) 巡回連絡管理責任者等は、地域部門以外の関係課と連携及び協力し、管内住民が各種申請や諸願届により警察署に来庁した機会を通じて、巡回連絡の趣旨を説明し、承諾を得られたときは巡回連絡カードを作成するなどして巡回連絡を推進するものとする。

#### 4 交番相談員の効果的な活用

警察署長は、交番相談員の勤務日等を調整することにより、受持警察官の巡回連絡時間の確保を図るものとする。

### 第10 適正評価と賞揚

警察署長は、巡回連絡活動について、各所管区の実態、個々の受持警察官の能力

等を総合的に勘案した上で、適正な評価及び賞揚を行うものとする。

#### 第11 その他

この要綱に定めるもののほか、巡回連絡の実施に関し必要な細部事項は、別に定めるものとする。